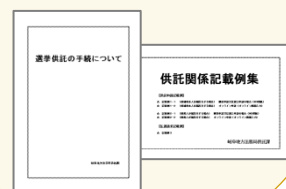


供託金の払渡請求手続について

供託金は、候補者の得票数が公職選挙法第93条第1項各号に規定する数に達する場合などに返還請求（払渡請求）することができます。

請求書の記載例など請求手続の詳細は、こちらを御覧ください。



※ 払渡請求書は、法務局で入手することができるほか、法務省HPに掲載されているものを印刷していただいても差し支えありません。

① 供託原因消滅証明書の取得

選挙管理委員会から「供託原因消滅証明書」を取得します。



② 法務局へ払渡請求

供託金払渡請求書と供託原因消滅証明書を法務局へ提出します。



オンラインによる払渡請求



払渡請求者の電子証明書が必要です。
(供託申請の場合は電子証明書は必要ありませんが、払渡請求の場合は電子証明書が必要となりますので、御注意ください。)

供託原因消滅証明書を別途法務局に送付する必要があります。

郵送による払渡請求



払渡請求書に請求者の押印が必要です。
払渡請求書の余白に連絡先(電話番号)を記入してください。

※ いずれの請求方法でも、代理人により払渡請求をする場合は、委任状が必要です。手続の詳細は、請求先の法務局(供託申請を行った法務局)に御確認ください。

法務局窓口での払渡請求



払渡請求書に請求者の押印が必要です。
小切手による払渡しを請求する場合は、払渡請求書の右側下部の「小切手受領」欄に署名・押印が必要です。

銀行振込による払渡し



原則として請求者本人の口座に限られます。
代理人による請求の場合で、代理人の口座への振込を希望する場合は、供託金の受領権限を委任する旨の委任状等が必要となります。
請求書が法務局に到着してから、3日後以降に振込みされます。

小切手による払渡し

小切手

法務局窓口での払渡請求のみ可能です。
小切手は、日本銀行代理店等において換金してください。

法務局窓口の混雑緩和のため、払渡請求はできるかぎり「オンライン」又は「郵送」により手続していただきますよう、御協力をお願いいたします。



御不明な点は、申請先の法務局(支局を含む)にお問合せください。

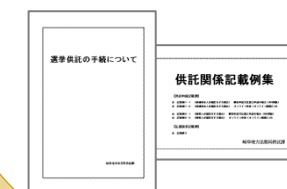


供託手続について

供託申請は、明日からでも申請できますので、期間に余裕を持って手続していただきますようお願いいたします。

土日祝日は供託申請をすることはできませんが、**告示日が土日祝日の場合は、当該告示日のみに限り指定の法務局窓口**において供託申請することができます。

供託書の記載例など供託手続の詳細は、こちらを御覧ください。



供託申請の方法

供託申請は、次の方法により行うことができます。

① オンラインによる申請 (電子納付) ※



インターネット上の画面に申請内容を入力して申請します。

専用ソフトのパソコンへのインストールは不要ですので、手軽に申請を行うことができます。
平日の午後9時まで利用することができます。

※ 告示日が土日祝日の場合は、告示日当日にオンラインによる申請はできません。

※ 遅くとも告示日の5日前(土日祝日を除く)までに申請してください。

② 郵送による申請 (電子納付) ※ 又は (銀行振込)



供託書(OCR用紙)、返信用封筒など必要書類を法務局に郵送して申請します。

郵送にかかる時間を考慮し、日数に余裕を持って手続していただきますようお願いいたします。

※ 遅くとも告示日の7日前(土日祝日を除く)までに申請してください。

電子納付(※)では、原則として銀行振込手数料はかかりません。

③ 法務局窓口での申請 (現金(支局は日本銀行納付)) 又は (電子納付) ※ 又は (銀行振込)



供託書(OCR用紙)を法務局の窓口提出して申請します。

現金による納付は、本局供託課のみ可能です。支局は指定の日本銀行代理店での納付となります。

電子納付 又は 銀行振込は、本局供託課及び支局の両方で対応可能です。

それぞれの申請手続の流れは、こちらを御覧ください。

※ 「電子納付」とは、金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して供託金を納付する方法です。ATMやインターネットバンキングは、Pay-easy(ペイジー)サービスに対応している必要があります。



法務局窓口の混雑緩和のため、供託申請はできるかぎり「オンライン」又は「郵送」により手続していただきますよう、御協力をお願いいたします。

まずは

供託ねっと



で検索!!

① オンライン申請の流れ

**法務局に出向く
必要がありません！**
(供託書正本を法務局窓口受領する
場合を除きます。)

**原則、
振込手数料が
かかりません！**

①オンライン申請

登記・供託オンライン申請ページにアクセスして申請します。

※1

- 申請者情報の登録
(初回のみ必要)
- 申請情報の入力・送信



※1 オンライン申請には、「かんたん申請」と「申請用総合ソフトを使用した申請」の2つの方法があります。
インターネットの画面（webブラウザ）上から申請する「**かんたん申請**」の方法により申請することをおすすめします。

② 受理決定通知

申請内容に問題がなければ、法務局からオンラインで受理決定通知書が届きます。



封筒の送付 (供託書正本の送付を希望する場合)

供託書正本送付用の封筒を法務局へ送付します。※2



※2 送付先記載・**切手貼付**済みのもの

③ 供託金の納付

ATM 又は インターネットバンキングを利用して供託金を納付します。※3



※3 ペイジー対応の ATM 又は インターネットバンキングの利用となります。

金融機関によっては、時間外手数料がかかる場合があります。

ATM及びインターネットバンキングの利用には、**金融機関ごとに利用限度額が設定**されていますので、納付する供託金額が利用限度額内であることを事前に確認してください。

ATMの利用限度額 2019.1 現在

ATM		1 払込み 利用限度額
ゆうちょ銀行	現金	紙幣 100枚まで
	通帳カード(*)	1日 50万円まで
三菱UFJ銀行	現金	紙幣 200枚まで
	カード	1日当たりの振込・振替の利用限度額内
みずほ銀行	現金	紙幣 200枚まで
	カード	支払可能残高内かつ500万円以内

※ ファミマート設置ATM(カード)を含む

④ 供託書正本受領

御希望に応じた受取方法で供託書正本を受領します。

郵送で供託書正本を受領



法務局窓口で供託書正本を受領



供託ねっこの「体験コーナー」で申請手続の流れを確認することができます。

供託かんたん申請
体験コーナー

※ 申請者ID欄、パスワード欄は空欄のままで「ログイン」をクリックすると次画面へ進むことができます。
※ 体験版では、あらかじめサンプル申請情報で用意されています。また、新規作成の申請情報の入力の体験もすることができます。
※ 納付手続等他のサイト（金融機関のサイト等）への接続の体験はできません。

② 郵送（電子納付）申請の流れ

**法務局に出向く
必要がありません！**

郵送（銀行振込）申請については、「③ 法務局窓口申請の流れ」を御確認ください。

①郵送申請

法務局に必要な書類を郵送します。

- ・ 供託書（OCR用紙）
- ・ 納付方法メモ
- ・ 返信用封筒（2通）※2
(受理決定通知書送付用)
(供託書正本送付用)



※2 送付先記載・**切手貼付**済みのもの

② 受理決定通知

申請内容に問題がなければ、法務局から郵送で受理決定通知書が届きます。



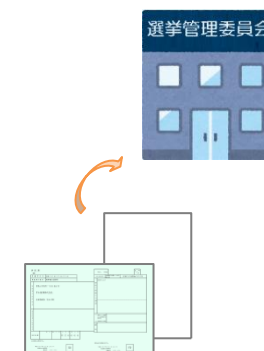
④ 郵送で供託書正本受領

法務局の窓口で受領することも可能です。※4



※4 窓口での受領を希望する場合は納付方法メモにその旨を明記してください。

⑤ 供託書正本を添付して届出



立候補の届出の手続については、選挙管理委員会に御確認ください。

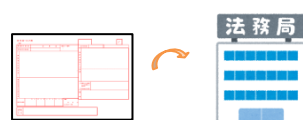
③ 法務局窓口申請の流れ

電子納付による納付を御希望の場合は、「① オンライン申請の流れ」及び「② 郵送（電子納付）申請の流れ」の「③ 供託金の納付」以降の流れを御確認ください。

①法務局窓口でOCR書面申請

供託書（OCR用紙）を法務局の窓口に出します。

日本銀行代理店での納付の場合（支局）
又は
銀行振込の場合（本局・支局 共通）



現金納付の場合（本局供託課のみ可能）

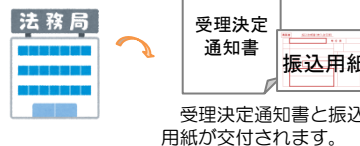


② 受理決定通知

日本銀行代理店での納付

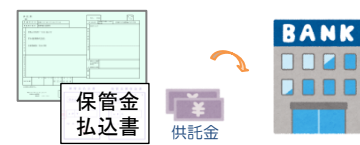


銀行振込による納付



③ 供託金の納付

日本銀行代理店での納付



銀行振込による納付



④ 供託書正本の受領

日本銀行代理店での納付



銀行振込による納付

